



チラシ同封サービス



あきない情報便

大東商工会議所からの案内とともに広告チラシやパンフレットを会員企業にお届けするサービスです。

「あきない情報便」 3つのおすすめポイント

① ターゲットが明確

会員企業の経営者・担当者に直接届くので、効果的な PR ができます。

② 封入作業・発送コストの削減

封入作業や折込作業が一切不要。低コストで広告宣伝が可能です。

③ 開封率が高い

大東商工会議所の案内に同封するため、単独の DM に比べ、開封率が高まります。

こんな告知に有効です！

- ✓ 自社の事業内容や新商品・サービスの PR
- ✓ 各種イベントやセミナー・展示会などの案内
- ✓ 忘年会・新年会などの各種宴会プランのご案内
- ✓ 不動産・住宅情報の案内

ご利用料金（税込）

サイズ		会員料金	一般料金
チラシ	B 5・A 4	28,600円	41,800円
	B 4・A 3 (二つ折り)	39,600円	59,400円
パンフレット	4 0 g 以内	72,200円	108,300円

比較すると

単独チラシ
DM の場合
187,000円
(@110×1,700 部)

あきない
情報便
(A4・会員の場合)
28,600円

なんと
158,400円もお得！



特典 ①

当会議所内の
ラックにチラシを
配架します。



特典 ②

会報誌「チェンバーだいとう」
広告掲載企業（年間契約に限る）

20%OFF

申込期限：発行月の前月 10 日まで
(裏面申込書およびチラシサンプルをご提出ください)

納品期限：発行月の前月 20 日まで
(1 月分は発行月の前月中旬まで)

お問合せ・お申込み

大東商工会議所 総務課

〒574-0076 大東市曙町 3-26

TEL：072-871-6511

FAX：072-871-0330

- チラシ・パンフレットのサイズは A4 の大きさまでです。1,900 部を納品期限までに納品ください。
(残部が発生しても原則返却はいたしません)
- お申し込みの際、裏面要綱に同意していただく必要があります。
- 会議所の案内物と同封しますので、総重量が 200 g を超えた場合は、翌月に変更いただく場合があります。
- チラシの内容や形状によっては、お断りさせていただく場合がございます。
- 郵送方法の関係上「会員の皆様へ」「経営者の方対象」「経営者各位」など特定の受取人
を示す文書、「〇〇について」などの件名など書状（手紙）とみなされるものは封入できま
せんのでご注意ください。

同封サービス事業実施要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、大東商工会議所（以下「商工会議所」という。）が会員企業に定期的に配布している広報物に、企業からの販売促進のためのチラシ広告等を同封することにより、会員企業の経営発展に資することを目的とする。

(事業の利用対象者及び遵守事項)

第2条 本事業は、同封するチラシ等、または、作成責任を有する企業等に対して信用を供与するものではない。

2. 本事業の利用者（以下「利用者」という）は下記事項を遵守しなければならない。

- (1) 法令に違反し、または抵触しないこと。
- (2) 公の秩序または善良な風俗に反し、または反するおそれのないこと。
- (3) 人権を侵害するおそれのないこと。
- (4) 政治、宗教または思想に関する主張、批判等の内容でないこと。
- (5) 誹謗、中傷、虚偽、誇大な表現がされていないこと。
- (6) 商工会議所が推奨しているかのような誤解を与えるおそれのある表現でないこと。
- (7) その他、本事業運用上適当と認められること。

(利用の不許可及び繰延べ)

第3条 本事業の利用を希望する者が前条に反する場合、または、その他の理由により不適当と認められる場合は本事業の利用を許可しない。

(チラシ等の内容に関する責任)

第4条 チラシ類の内容に関する責任は、一切利用者に帰属する。

(事業利用に関するトラブルの対応)

第5条 本事業利用に関する手続き上のトラブルは、当所及び利用者双方が誠意をもって対応する。なお、利用者が当該事業利用により生じた取引上のトラブル等については、当所は一切の責任を負わない。

(事業の利用料金等)

第6条 本事業利用料金については、大東商工会議所折込み業務に関する規程の別表に定める料金とし、当該書類を同封した広報物発送後、大東商工会議所が送付する請求書に従い、速やかに納入すること。

(チラシ類の大きさ)

第7条 同封するチラシ等の大きさは、最大A4版とし、A4版以上の場合はA4版の大きさに折りたたんだうえで納品しなければならない。

(チラシ類の納品部数と納品日)

第8条 チラシ類は、利用者各自で所定部数を用意し、発行月の前月20日までに当所に納品しなければならない。なお、残部は原則として返却しない。

(事業利用申請方法)

第9条 本事業の利用を申請する者は、下記利用申込書に必要事項を記載し、発行月の前月10日までに、折込み印刷物のサンプル（または原稿）と共に当所へ提出する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に協議し、決定する。

大東商工会議所 チラシ同封サービス「あきない情報便」利用申込書

【お申込】FAX：072-871-0330 / E-mail：master@daito-cci.or.jp

上記「同封サービス事業実施要綱」の記載内容に同意のうえ、申し込みます。

事業所名						
ご請求先	〒					
担当部署		ご担当者名				
TEL		FAX				
業務内容						
チラシ内容						
同封希望月	☐ 1月	☐ 2月	☐ 3月	☐ 4月	☐ 5月	☐ 6月
	☐ 7月	☐ 8月	☐ 9月	☐ 10月	☐ 11月	☐ 12月

※反社会的勢力に該当することが判明した場合、当所は催告なくチラシ同封サービス契約を解除できるものとし、一切の損害賠償義務を負担いたしかねます。

ご記入頂いた個人情報は、商工会議所からの各種連絡・情報適用のために利用することがあります。

事務局 記載欄	受付日	料 金	請求書送付日	入金方法	入金日	区 分
	月 日	円	月 日	☐ 現金 ☐ 振込	月 日	☐ 会 員 ☐ 一 般